

名駅三丁目地区景観協定

1 景観協定の目的

- (1) 本地区は、名古屋駅に隣接し、今後リニア駅が整備されてより利便性が高まり、新たな開発が見込まれる中、持続的な発展に向けて、品位とにぎわいの両立するまちを目指す。
- (2) 女性や住民にも安心なまちを目指す。

2 本協定の目的となる土地の区域等

景観協定区域及び景観協定区域隣接地の区域は、名古屋市中村区名駅三丁目のうち、別図に記載するとおりとする。

3 屋外広告物の基準（屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準）

- (1) 市民に不快感を与える、刺激的なもの、けばけばしいものは避ける。
- (2) 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向、照度などは十分注意する。

4 協定の運営

本協定の円滑な執行と適正な運営を図るため、新明学区連絡協議会（以下「学区連協」という。）が本協定の運営に当たるものとする。

5 協定の有効期間

- (1) 本協定は、景観法第 83 条第 1 項の規定による名古屋市長の認可の公告があった日（以下「認可日」という。）から効力を有し、認可日から起算して 10 年間を有効期間とする。
- (2) 前号に定める有効期間内に、本協定の景観協定区域内の土地建物等所有者及び建築物又は工作物の借主（以下「関係権利者」という。）の 3 分の 2 又は土地建物等所有者の過半数による異議申立てがない限り、本協定はさらに 10 年間更新されるものとする。

6 協定に違反した場合の措置

- (1) 学区連協は、本協定に違反する行為を認めた場合、関係権利者に対して、当該違反行為を是正するための措置を求めることができる。
- (2) 関係権利者は、前号の求めがあった場合は、これに従わなければならない。

名駅三丁目地区景観協定

別図

